

議案第32号

富田林市教育委員会規則第 号

富田林市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

富田林市教育委員会事務決裁規則（昭和55年富田林市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2第11号中「50万円」を「100万円」に、同表第18号中「40万円」を「80万円」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

富田林市教育委員会事務決裁規則（昭和 5 5 年富田林市教育委員会規則第 1 5 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
別表第 2 課長専決事項（担当する事務に限る。） （ 1 ） ～ （ 10 ） （略） （ 11 ） 設計金額 1 件 <u>5 0 万円</u> 未満の業務（清掃、警備、保守業務等に関するものに限る。）の入札・見積の参加者の決定、入札・見積の予定価格の決定並びに契約の締結及び報告（変更契約、再委託を含む。）に関する事 （ 12 ） ～ （ 17 ） （略） （ 18 ） 予定金額 1 件 <u>4 0 万円</u> 未満の賃貸借及び使用契約に関する入札・見積の参加者の決定、入札・見積の予定価格の決定並びに契約の締結及び報告（変更契約、再委託を含む。）に関する事 （ 19 ） ～ （ 33 ） （略）	別表第 2 課長専決事項（担当する事務に限る。） （ 1 ） ～ （ 10 ） （略） （ 11 ） 設計金額 1 件 <u>1 0 0 万円</u> 未満の業務（清掃、警備、保守業務等に関するものに限る。）の入札・見積の参加者の決定、入札・見積の予定価格の決定並びに契約の締結及び報告（変更契約、再委託を含む。）に関する事 （ 12 ） ～ （ 17 ） （略） （ 18 ） 予定金額 1 件 <u>8 0 万円</u> 未満の賃貸借及び使用契約に関する入札・見積の参加者の決定、入札・見積の予定価格の決定並びに契約の締結及び報告（変更契約、再委託を含む。）に関する事 （ 19 ） ～ （ 33 ） （略）